

様式第1号

兵庫県福祉サービス第三者評価の結果

①第三者評価機関名

株式会社 EM アップ

②施設・事業所情報

名称：幼保連携型認定こども園 第2きらり保育園		種別：幼保連携型こども園	
代表者氏名：園長 山元 裕子		定員（利用人数）：	81 名
所在地：〒658-0021 神戸市東灘区深江本町 1-13-25			
TEL 078-411-2003		ホームページ： https://akatsuki.or.jp/dainikirari	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日：平成27年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名）：社会福祉法人 堺暁福祉会			
職員数	常勤職員：	18 名	非常勤職員： 7 名
専門職員	(専門職の名称)		名
	保育教諭	14名	保育教諭 6名
	栄養士	1名	
施設・設備の概要	(設備等)		
	保育室(乳児室、1歳児室、2歳児室、3歳児室、4歳児室、5歳児室) 調理室、調理室、事務室兼医務室、会議室、トイレ(園児用3、大人用1、多目的トイレ1) 更衣室、沐浴スペース1、園庭、屋上遊技場		

③理念・基本方針

<p>【教育保育理念】 「私たちは、子育て支援法・児童福祉法などに基づき乳幼児の教育・保育を行うとともに保護者への子育て支援を行います」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・私たちは、一人一人の子どもが持っている「成長する力」を信じ、かけがえのない『今』を大切にする教育・保育をすすめます。 ・私たちは、健康的で安全な園生活の中で子どもの心に寄り添いながら、情緒豊かな人間性を育みます。 ・私たちは、子どもの人権や主体性を尊重し保護者と連携をはかり子どもの福祉を積極的に増進します。また、地域における子育て文化を育みます。 <p>【教育保育方針】 「一人一人の子どもを大切にする保育」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の特性及び地域への実態を踏まえ環境を通して行います。 ・幼児の主体性を重んじ遊びを通して行います。 ・一人一人の発達に則して養護及び教育を一体的に行います。

④施設・事業所の特徴的な取組

❖地域子育て支援の充実

園庭開放を積極的に行い、在宅子育て家庭の保護者が保育園を訪れる機会を設けることにより 育児相談につなげ、保護者同士の交流の場としています。

❖観察記録

保育者の子どもを見る目を養うために取り組んでいる観察記録の取り組みをしています。

❖サークルタイム

子どもの自主性や心育ての取り組みとして、年齢別（3歳以上児）に、子どもが興味関心を伝える場を設けた取り組みをしています。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2023年3月6日(契約日)～ 2024年1月19日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0回(令和 年度)

⑥総評

堺暁福祉会は、児童福祉施設を兵庫県に2園、大阪府に3園の幼保連携型認定こども園を、その他高齢者福祉施設2か所を運営しています。第2きりり保育園は、神戸市東灘区にあり山と海に囲まれ恵まれた環境の街に位置し、近隣には阪神電鉄線、マンション・戸建て住宅が並び、閑静な住宅地と商業施設との中間に立地しています。近隣の姉妹園との連携を密にとり、情報交換を行い改善点等の気付きに繋げています。施設は3階建ての温かみを感じられるかわいらしいイメージになっており、子ども達の生活動線が考えられた設計になっています。1階の階段から3階まで数字が記され、踊り場の壁にはシンボルとなる大きな動物の絵が描かれ、上り下りが楽しめるようになっています。園庭には実の成る樹木が植樹され、木製の遊具・ままごと遊びや砂遊びができる環境で子ども達の興味をくすぐる環境になっています。屋上にはプールが設置され活動時には、防音カーテン等を設置し、近隣への配慮をしています。園の特徴のある取り組みの一つとして、継続的な体幹作りをねらいに、毎朝“基礎運動”をしています。また、子どもの主体性を育む保育として『サークルタイム』を用いて子どもが自分の意見を発表しその意向を保育に取り入れる方法を行っています。職員は、一人ひとりの気持ちに寄り添う保育を心がけ『不適切な保育』を行わないよう保育者自身が振り返る機会を会議・研修を多く持ち実践に向けて日々努力しています。施設長は職員の意向に耳を傾け、働きやすい職場づくりに努めています。主幹保育教諭は、常に施設長のサポートを行い、フロアリーダーと連携し、職員は理念・保育方針に基づいて保育の質の向上に日々努力しています。今回第三者評価を受審されるのは初めてですが、施設長を中心に保育会議に第三者評価について議題を挙げ、職員で話し合ったり、考えたりする機会をつくり全職員で取り組まれました。

◇特に評価の高い点

- 法人の理念・方針が施設の保育理念方針として事業計画にまとめられ、職員に周知して実践に繋げています。
- マニュアル・規程や保育資料等書類の整備が適切になされています。
- 保育実践の記録として子ども観察をドキュメンテーションとして作成し、子ども理解を深めています。
- 職員は園内外の研修や会議に積極的に参加し、保育の質の向上に努めまた、保育内容を保護者に周知する取り組みを積極的に行っています。
- 職員は、子ども達と笑顔で優しい眼差しで保育しています。穏やかな雰囲気です丁寧な声掛けを心がけています。
- 給食室からは季節を感じる美味しい給食が提供され子どもに合わせた食具が使われています。
- 看護師は、姉妹園との連携により、すぐに対応できるようになっており、子どもの安全・衛生管理に取り組んでいます。
- 保護者からは、職員と相談がしやすい等の意見が多くあり、信頼の厚いことがアンケート調査で現れています。

◇改善を求められる点

- 保護者への事業計画の内容について具体的に事前と事後の周知方法の工夫をすることが求められます。また、保護者の意向を調査し、その報告をする方法の検討が望まれます。
- 取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策について管理職だけでなく職員への説明をすることが望まれます。また、研修会に参加した職員の報告会等が行われることが望まれます。
- 地域の福祉ニーズを把握する為の、協議会や民生委員・自治会との連携を積極的に図り、地域の課題を把握し、地域と解決できるよう働きかけることが期待されます。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

この度、第2きらり保育園として初めて第三者評価を受審しました。法人内他施設での受審を経験したことのある職員も数名のみで、どういう流れでどのように行われるのかもわからない状態で受審することに、戸惑いと不安でいっぱい職員もいました。しかし最初に評価機関の方が園に来てくださり職員に対して「第三者評価を受ける意義」や「評価項目の捉え方」「評価をするうえで大切にしていること」などを丁寧に説明してくださったことで、不安だった職員も受審を前向きに捉えることができました。前向きに捉えることができたからこそ、全職員で評価項目に取り組むことができ、意見交換をしながら課題をみつけたり、お互いを認め合ったりできたことはとても良い経験となりました。また、評価機関の方たちが、できていないところを探すのではなく頑張っているところや努力しているところを見つけようとして下さり、「〇〇が良いとほめてもらった」「工夫しているねって言ってもらえた」など施設見学やヒヤリングの後に職員が嬉しそうな顔で言っているのを見て受審して良かったなと思うことができ、職員の自信にもつながりました。

まだまだ課題や改善すべき点は多々ありますが、今回の受審結果や保護者アンケートのご意見を踏まえ、法人保育方針でもある『一人一人の子どもを大切にする保育』をより大切にしながら、よりよい保育ができるよう職員が一丸となって取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

⑧各評価項目に係る第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

◆当評価機関は、兵庫県の評価基準に従い評価項目ごとの「a b c」の評価は兵庫県の評価基準と判断基準に沿って評価しています。

「a」判断基準（取り組み）すべて実施している

「b」判断基準（取り組み）の一部を実施している

「c」判断基準（取り組み）のいずれも実施していない

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	(a)・b・c
<コメント> 事業計画書において施設運営基本方針・法人経営理念・保育理念・保育方針・保育目標・職員実践3項目・職員スローガンを記載しています。令和5年度の保育園のテーマを『第2きらり保育園で良かったと思える園にしよう』とし“安心・安全を第一に、相手の立場に立って行動しよう”としています。保育については①子どもが持っている“成長する力”を信じ、かけがえのない“今”を大切にする教育保育②情緒豊かな人間性を育む心育で③子どもの人権や主体性を尊重し保護者との連携を図る、とした具体的な取り組みを明示しています。職員へは、年度初めの事業計画の読み合わせや、朝礼・職員会議等で周知しています。保護者には、入園説明会や園のしおり・パンフレット・ホームページ等で周知しています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	(a)・b・c
<コメント> 社会福祉事業の動向については、福祉新聞・月間福祉を資料とし、神戸市ホームページの“こうべの市民福祉総合計画2025”で地域の福祉計画の内容について把握しています。また“ためマップ東灘”で地域の子育て支援情報の収集や利用者のニーズを把握しています。また行事アンケート・連絡帳・懇談会等を行っています。法人の園長会・園長主任会・会計報告会等で、理事長から各種福祉計画の策定動向や内容についての情報を得て、経営状況を考える機会を設けています。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	(a)・b・c
<コメント> 経営状況や改善すべき課題について、理事会や園長主任会で共有し、設備管理では園庭整備、職員配置・人材育成について検討課題としています。園庭開放や子育て支援プログラムについては、内容や担当を職員が決めて実践したことで、利用者が増え一時保育利用へと繋がった取り組みとなっています。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>中長期計画には“組織の充実と職員の資質向上”“サービスの充実”“地域子育てサービスの展開”“地域のネットワーク”“設備の整備”“財務管理”“労務管理”にこれらを示し、事業計画に反映するような計画的な内容となっています。見直し時期を6月とし、職員のチームワーク強化やICTシステムの見直し等に取り組み、またフロアリーダー等が中長期計画の作成に参画し、職員全員が今後の保育や地域支援を行えるような取り組みを考えています。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画の作成は施設長や主幹保育教諭が中心に作成し、事業内容を具体的に示しています。“今年度の取り組み・園行事・クラス行事・月行事・公益事業としての取り組み・事務分担・清掃分担・会議・研修・日課・サービス・懲戒・特別有給休暇・職務・情報管理について“組織図”等の計画を示し、職員の行動規範となるように定めています。一時保育受け入れや地域子育て支援・園内掲示のドキュメンテーション等、回数を増やして成果を上げることに努めています。事業計画を実行する為の収支計画は、会計報告会や園の会計自主点検により進捗状況を確認しています。また労務管理については、近隣の姉妹園と情報共有しています。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画策定時には、12月・3月に今年度の取り組みを職員間で話し合い、意見を次年度の計画に反映しています。直近の見直しとして避難訓練の内容変更を行い、全職員で確認をしています。事業計画の読み合わせ時には、丁寧な職員への説明や質問等に答えたりする機会を設けています。今後は、事業計画が定められた時期に実施状況の把握をすることが望まれます。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者には「年間行事予定」の配布や入園説明会時の「こんにちは！第2きりり保育園です」で事業計画の主な内容を周知しています。「園だより」等のおたよりをウェブ配信で行っており、保護者にスムーズな周知を行っています。また写真を増やす等、より分かりやすいおたより作成を考えています。今後は保護者アンケートで意見の集約を図り、今年度のテーマや特に大切にしていきたい内容を理解してもらえるような取り組みが望まれます。</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>職員は自身の自己評価を行い、課題を見つける為の振り返りや年間カリキュラムや月案で保育実践の自己評価をして改善に努めています。保育の内容について、遊びが発展していくように職員間での話し合いや課題に対して、フロアリーダーや主幹保育教諭に相談できるようになっています。施設の自己評価を行う時期は、毎年度末としています。第三者評価受審は今回が初めてとなります。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「第2きらり保育園の自己評価」により評価結果や課題を明確にし、フロアリーダー会議で課題を共有しています。また、職員会議等で改善策について話し合う機会を持ち、評価が低かった事案やニーズがあるものには、優先順位をつけて改善に努めています。今後は、改善の時期や方法等を決めて、職員の意見をまとめた改善計画を作成することが望まれます。</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>「事業計画」「全体的な計画」「園規則」に施設長の役割と責任を記載し、全職員には会議等で周知しています。有事の際の役割や責任者不在時の権限委任は「危機管理マニュアル」のフローチャートに記載し、職員に対して理解を図っています。またキャリアアップシートで「職務分掌」を作成し、施設長や職員の職務を明確にしています。“利用者満足に関する意向調査の実施を行い、保護者に経過や結果を報告する整備されることが期待されます。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <p>施設長は、神戸私立保育園連盟園長会や全国社会福祉法人経営者協議会等の研修会に多く参加し、遵守すべき法令等を十分に理解しています。法令改正時には、その都度会議等でその内容を職員に周知しています。特に子どもの人権を尊重する保育や不適切な保育については、毎月職員と考え合う機会を設けています。今後は法令リストを作成し、福祉関連法令に限らずあらゆる法令を理解する工夫が期待されます。</p>		

		第三者評価結果
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<コメント> 施設長は月1回フロアリーダー会を行い、職員の意見の集約に努めています。また主幹保育教諭との連携で、保育の質の向上に向けて、定期的に個人面談で評価を行っています。園内研修として講師を招いて、色々な視点から子どもの気づきや保護者の関わり方・導き方等、心理学の観点からの研修を取り入れています。また園外研修には、キャリアアップ研修・公私合同研修・新任研修等で福祉サービスの質の向上や保育指導が行われ、職員が積極的に研修を受けられる体制を整えています。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
<コメント> 労務管理に関して、残業量や有給休暇消化率を把握し、土曜日には時間休暇や事務作業ができる時間の確保を取り入れています。また人員配置では、非常勤職員等を配置してゆとりをもって保育業務ができるようにし、働きやすい職場作りに努めています。業務の実効性を高める為に、園長・主任会議で法人へ現状報告をしています。また、顧問弁護士との月一回の会議等で、人事等の課題の解決に努めています。		

II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	(a)・b・c
<コメント> 人材確保に向けた具体的な取り組みとして、就職フェアの参加・実習生の受け入れや就職希望者の園見学等を行い、採用に繋げています。キャリアアップ研修の個別研修計画で、人材育成の取り組みを実施しています。人材育成の具体的な取り組みとして、主幹保育教諭の巡回指導やフロアリーダー制を取り入れ、保育の担当や方法について直接指導を行っています。		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	(a)・b・c
<コメント> 事業計画に“当園の求める保育者像”を『仕事への姿勢・子どもへの姿勢・保護者への姿勢・職員間への姿勢・地域社会への姿勢』と明示しています。人事基準は、「就業規則」及び「給与規定」に定められ、職員が自由に閲覧できるよう事務所内に設置しています。「処遇改善等加算手当支給規定」により、職員処遇の水準把握や処遇改善の必要性について、分析する取組が行われています。短時間職員の勤務の整備や事務作業時間を取る為非常勤職員の雇用を行う等、働きやすいような体制が整っています。		

		第三者評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>労務管理責任者の業務は施設長が担っており「公休年休整理簿」で就業状況を把握しています。短時間労働、年休時間取得の導入や有給休暇取得の促進を行っています。勤務時間内に事務作業の時間が取れるようにして、残業の軽減を図っています。また、福利厚生として職員のインフルエンザの予防接種の費用負担や親睦会等を取り入れています。今後は、具体的な人員体制の改善策を事業計画に入れる等検討することが望まれます。職員のメンタルヘルスについての園外の相談窓口について知らせる等の取り組みを検討することが望まれます。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>“当園の求める保育者像”が事業計画に明記し、保育の専門職として常に自己評価を行う為の目標を定めています。個人の目標は、年度末に記入し半年後に振り返りを行っています。また、10月頃に直接施設長との職員面談で、目標達成度の確認が行われています。職員が目標を立てる際には「自己評価表」を活用し、年度の園のテーマに沿った目標を立て、園の目指している保育の理解に繋げています。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>研修計画は、乳児保育・幼児保育・障がい児保育・食育・アレルギー・保健衛生・子育て支援・その他労務管理等の多岐にわたる充実した内容となっています。教育・研修には、多くの職員が参加できるような体制作りが改善されています。研修計画の評価・見直しは、年度末に行われています。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設長は個人別研修実施状況により、職員の教育・研修取得状況を把握し、外部研修に多く参加できるようにすることで、職員自身の保育についての知識や技術の習得に力を注いでいます。職員はキャリアアップ研修・法人合同研修・近畿ブロック研修・経営協議会の研修に参加し、職員一人ひとりの参加に偏りが無いよう配慮しています。今後は、外部研修・園内研修・職員会議等で得た情報や知識を、全職員に周知する方法を検討することが期待されます。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>受け入れ手順書として「実習生受け入れについて」を整備しています。実習生を積極的に受け入れることで、職員自身が保育を見つめ直す機会となっています。受け入れる際には「実習オリエンテーション」を用いて事前説明を行っています。実習指導者に対しては「保育所・こども園での保育実習指導」に則り、受け入れの意味や対応・ノートの書き方等の研修をしています。養成校との連携として、実施期間中に学校担当者の巡回指導を受け入れる体制を整えています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>法人・施設の理念や方針・保育内容は、事業計画・重要事項説明書・パンフレット・ホームページ等で情報公開しています。地域の福祉向上の取り組みとして、地域子育て支援事業・地域交流活動・世代間交流活動・一時保育を公益事業として行っています。苦情解決の体制については、「苦情対応マニュアル」に明記し、保護者には「こんにちは！第2きらり保育園です」や「重要事項説明書」・園内掲示で周知しています。</p>		
22	Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設における事務・経理・取引等に関するルールは、「就業規則」「経理規定」に定められ、職員が閲覧できるよう事務所に設置しています。財務や事業・取引等については、外部監査を実施しています。また、事務・経理等の内部監査は、毎月顧問会計士により自主点検を行い、補正予算時に助言や指導を受けています。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>事業計画に地域への取り組みを記載し、地域との関わりについて基本的な考えを示しています。子育てに役立つ情報として“こどもっとKOBE”“ほっとかへんネット”“すくすくひょうごっこ”で子育て家庭に情報提供しています。“レスキューフェス”“うはら祭り”“青空保育”等の地域行事に参加し、職員が支援を行っています。また、地域との交流では“異世代間交流”“命の感動体験学習”“トライやるウィーク”“ワークキャンプ”“5歳児交流”を定期的に設ける等の取り組みを行っています。地域防災コミュニティ会議に参加し、他職種との意見交換で地域の情報を得ています。</p>		
24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>中学・高校生のボランティアを受け入れ、“ワークキャンプ”や“トライやるウィーク”を通して、次世代育成を目的とした学校との連携をしています。今後はボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明文化して、福祉教育実施の為に積極的なボランティア受け入れの体制を作ることが望まれます。</p>		

		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設として必要な関係機関は一覧表にまとめています。職員には事業計画で周知し、事例が発生した時には、会議等で情報共有をしています。“地域防災コミュニティ会議”が月1回行われ情報交換の場とし、本園の存在を知ってもらう機会となっています。その中で課題に挙げた地域公園倉庫・小型動力ポンプ等の鍵の保管方法・場所について議論が挙がり、園が管理場所の候補となっています。家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもの対応については、児童相談所と連携を取る仕組みがあります。</p>		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>地域の福祉ニーズ等を把握する為に、“地域防災コミュニティ”や“ほっとかへんネット”で定期的な情報交換をしています。保育所のもつ機能を地域に向けて還元する仕組みとして、私立保育連盟の電話相談や“うりぼうくらぶ”で育児相談を受け付けています。今後は、地域の民生委員等とも連携し、福祉ニーズの把握に努めることが望まれます。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>把握した福祉ニーズ等に基づいて、地域子育て支援事業として一時保育・園見学・園庭開放(毎週木曜日)・年齢別に開催する体験保育“うりぼうくらぶ・babyうりぼうくらぶ”・育児相談等を地域の子育て世帯に向けて行い、ホームページや“ためマップ東灘”で計画を知らせています。地域交流活動・世代間交流活動として“命の感動体験(東灘小学校との連携)”“トライやるウィーク(中学生の職場体験)”“ワークキャンプ(中高生の福祉体験学習)”“5歳児交流”(地域の保育園との交流)“くすのきデイサービス(高齢者施設との交流)”“ほっとかへんネット東灘”“つばめプロジェクト”へ参画し、地域コミュニティの活性化やまちづくり等に貢献しています。“うりぼうくらぶ”には、保育教諭が担当するようになり参加者が増加した事例があります。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>子どもを尊重した保育実践の内容は「全体的な計画」に、保育の提供に関する考え方や方法については「事業計画」に明示しており、職員は朝礼時に保育方針・保育目標を唱和し確認しあっています。また、職員は子どもや保護者等の尊重について保育会議で学び「保育に活かす子どもの権利条約」「子どもの権利と保育」を定期的に学んでいます。また個々に「人権擁護のためのセルフチェックリスト」を活用し、理解度を確認し職員面談時に聞き取りをしています。子どもが互いを尊重する“心を育てる取り組み”として、3歳以上児では『サークルタイム』を行い、困っている友だちがいたら、みんなで話し合う機会等を設けています。子どもの性差への先入観による固定的な対応をしないように、男女の区別をしないような配慮をしています。人権や文化の多様性等について「重要事項説明書」に記載し、保護者に伝えていきます。今後は保護者に対して、子どもを尊重する保育について、園で行っていることを具体的に伝える機会を設けることが期待されます。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 利用者のプライバシー保護に配慮した福祉サービスが行われている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>プライバシーの保護については「個人情報保護規程」に明示し、入職・退職時の誓約書で確認しています。新任研修で「こども園の役割と専門職としての責務」を学び理解を深めています。プライバシーに配慮した取り組みの具体例として、SNSや園外の掲示物等には個人が特定されないよう配慮したり、プールや沐浴時には外部からの視線を遮るように目隠しを行ったり、衣服着用での身体計測を行う等が挙げられます。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>リニューアルされたホームページやパンフレットに園の保育理念・保育方針・保育目標・一日の流れ・行事・クラス編成を示し、保護者が分かりやすいように写真を多く取り入れています。利用希望者については随時園見学に対応し、入園後のイメージが出来るよう、保護者の質問に丁寧に対応しています。また、QRコードを記載したチラシを作成し、より多くの対象者が情報を入手できるような取り組みを検討しています。園案内の際には対応の手順等を作成し、職員誰もが案内できるような取り組みが期待されます。</p>		

		第三者評価結果
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>利用が決まった保護者には「こんにちは！第2きらり保育園です」「重要事項説明書」等を配布し保護者がより分かりやすくする為に写真を多く掲載しています。また、視覚で伝えられるようスライドショーを使って説明する等、配慮や工夫に努めています。保育の開始・変更時には、保護者等から「利用契約書」で同意を得た上、その内容を書面で残しています。外国籍の保護者の対応については、言語翻訳機等を活用し保護者に対応しています。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>卒園・転園の際には「幼保連携型認定こども園 園児指導要録」を作成し、就学先・転園先へ送付しています。転園先へは、主幹保育教諭と担任が電話連絡等で引き継ぎ業務を行っています。転園・卒園後も園に相談窓口があることを「こんにちは！第2きらり保育園です」「卒園式の案内」で保護者に知らせています。今後は、転園・卒園時の対応手順を記載した文書を作成し、職員に周知することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>日々の保育は、主幹保育教諭が保育現場を観察し、サークルタイム等で子どもの満足を把握しています。保護者の満足度を把握する方法として、意見箱の設置や個人面談で直接保護者の意見や要望を聞く機会を設けています。年3回行事後のアンケートを実施し、保護者のニーズを把握することに努めています。今後は、利用者満足に関する意向調査の実施を行い、保護者に経過や結果を報告する仕組みを整備することが望まれます。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「危機管理マニュアル」に、苦情受付担当者・苦情解決責任者を明示し、第三者委員2名を設置し、法人内で報告会が行われています。園内には「苦情・要望をお述べになる機会について」の掲示や意見箱を設置し、日頃から保護者の意見にすぐに回答する体制が整っています。苦情があった場合は、迅速に施設長・主幹保育教諭に相談の上、苦情報告解決書にまとめ、公表は法人のホームページで行われています。法人内での毎月の会議に顧問弁護士の参加がある為、その都度相談がしやすく適切な助言を得ています。</p>		

		第三者評価結果
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者からの相談や意見を受付ける仕組みは「こんにちは！第2きらり保育園です」の“ご意見・ご要望を受け付けています”の中で保護者に知らせ、相談のしやすい場所として相談室で行うようにしています。日常に於いて、保護者の要望や相談を受けた際には、担任をはじめ主幹保育教諭及び施設長が話しを聞き、送迎時等を利用して早急の対応を行っています。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>保護者から家庭の様子や困っていること等を聞き、相談しやすい雰囲気を大切にしています。職員は相談や意見があった際には、その日や翌日には速やかに対応するよう努め、フロア会議で意見内容と改善策を検討し、全職員に周知しています。職員は、キャリアアップ研修で適切な保護者支援・子育て支援を学び、相談対応の傾聴に努めています。「危機管理マニュアル」や「苦情解決への対応」の定期的な見直しを行い、緊急性の高い事案の場合には、会議等の機会を待たずに早急に全職員に周知する仕組みがあります。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「危機管理マニュアル」を整備し、保育者や厨房職員・看護師・事務員等で構成された“事故発生防止委員会”を設置しています。「年間安全計画」や「清掃安全チェックリスト」を整備し、日々安全確保に配慮しています。安全確保の為に「インシデント・アクシデントレポート」を作成して、事故原因を把握し事故発生防止に努めています。また、子どもが安全に関する意識を高める為に、“リスクマップ”を作成・掲示し、事故発生時の対応や安全確保に関する詳細なフローチャートも作成しています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	○a・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>施設長が感染症対策責任者となり「年間保健計画」を作成し「保健だより」で保護者に感染症の予防等について周知しています。「感染症マニュアル」により換気・消毒の強化を行い、「神戸市教育・保育施設における感染症予防マニュアル」に基づいて、職員間で話し合いが行われています。マニュアルの見直しは年度末に行われ、方法や手順が変更された際にはその都度行っています。園内で感染症が発生した場合には、玄関ホールに掲示し、口頭でも伝えていきます。感染拡大の予防の為、保護者には病院への受診をすすめ、迅速な初動対応に努めています。</p>		

		第三者評価結果
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に 行っている。	Ⓐ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>災害時の対応体制については「年間安全計画」「危機管理マニュアル」に明示し“事故発生防止委員会”で確認が行われています。子どもの安否確認は災害伝言ダイヤルやウェブ配信で行い、職員・保護者の安否は電話・ウェブ配信を利用して確認しています。備蓄管理責任者は栄養士が担い、備蓄としてアレルギー食や乳児用ミルク等の備品を整備しています。災害時の子どもの引渡し方法として、「園児引渡しカード(写真付き)」を用いて確認する仕組みがあります。大きな震災を想定し、広域避難所である東灘小学校や姉妹園きらり保育園への避難訓練を行っています。また月1回の避難訓練で、近隣からの火災や延長保育時・散歩時の避難等、様々な事態を想定して対応訓練を行っています。</p>		
40	Ⅲ-1-(5)-④ 食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその 対応方法については、全職員にも周知している。	a・Ⓑ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>食中毒の発生時における対応は「危機管理マニュアル」に記載し、発生時には迅速に対応できるようにしています。マニュアルの見直しについては、監査時や新たな情報があった場合には変更していますが、今後は定期的に見直しを行い、研修には厨房職員だけでなく、職員も積極的に参加し食中毒防止に努めることが望まれます。</p>		
41	Ⅲ-1-(5)-⑤ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職 員に周知している。	a・Ⓑ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>不審者侵入時における対応は「危機管理マニュアル」に記載しています。避難訓練の計画に、不審者侵入訓練が行われ意識を持って対応に努めています。今後は警察等と連携をし、不審者侵入対応訓練や研修を行うことが望まれます。また、対応マニュアルは定期的に見直しを行い、改善に向けた具体的な方法を検討することが望まれます。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
42	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供され ている。	a・Ⓑ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>標準的な保育の実施方法として「危機管理マニュアル」にお散歩・プール・水遊び・園庭遊び等重要度の高い項目について整備しています。今後は保育の実施方法として、登園降園時の対応・清潔・食事・あそび・保護者との連携・子育て支援等、具体的な保育を展開していく為の保育マニュアル等を新たに作成されることが望まれます。</p>		

		第三者評価結果
43	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>フロアリーダーが日々の保育を各クラスの振り返りを聞き取り、施設長中心としたフロアリーダー会議が行われています。最近では指導計画の、“歯磨き“の方法についてまた、職員や保護者等の意向を十分に反映できるよう検討した事例があります。今後は、標準的な保育の実施方法について保護者等の意向も反映させ評価・振り返りを行い検討会議・マニュアルの追記等の記録等を残すことが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
44	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別支援計画を適切に作成している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>指導計画は、クラス担任が中心となって全体的な計画・年間計画に則り作成し、作成責任者は施設長となっています。年度初めに保護者から記入してもらった「意向調査シート」で個別のニーズや課題・留意事項等を収集し「児童原簿」の「個人懇談報告書」に記入し、保護者との共通認識をもって計画を作成しています。なお、計画の実施状況については、日々の記録・月案での振り返りで職員の共通認識を行い、計画に反映しています。</p>		
45	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ b ・c
<p>〈コメント〉</p> <p>指導計画の見直しは、年に5回、月に1回、週に1回で行い、施設長が確認しています。指導計画の評価・反省にあたっては、指導計画振り返り欄に記録しています。振り返りで挙げた課題で、猛暑の中で公園に行けなかった時の運動遊び等をどのように取り組んでいくかが挙げられ、PDCAサイクルで次への実践に繋がるよう職員で検討を行いました。今後は、指導計画を緊急に変更する際の仕組みが望まれます。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
46	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>一人ひとりの子どもの状況は「児童調査書」に、発達記録は「児童原簿」で、6年間の育ちが確認できるように適切に整理しています。個別計画は、0～2歳児と支援を要する子どもについて作成し、個人面談等で子どもの発達や成長を保護者と共に確認しています。また「個別記録」に記録し、発達・成長の目安を保護者へ伝えていきます。職員間の情報共有については、日々の情報は「伝達ノート」・月1回の全体会議で確認し合っています。職員により記録の内容の差異が生じないように新任研修会記録の書き方の研修を行っています。</p>		
47	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・b・c
<p>〈コメント〉</p> <p>「個人情報保護規定」や「就業規則」により、子どもの記録の保管・保存・破棄・情報提供に関する規定が定められています。記録の管理責任者は施設長とし、職員に対しては事業計画読み合わせ時に研修を行っています。保護者には「重要事項説明書」や「入園のしおり」を通して、個人情報の取り扱いについて周知しています。個人情報の管理について、事業計画に記載し、職員は各自携帯し周知しています。職員の理解を一層深める為、規定等の内容を伝えるだけでなく、確認方法を明確にしていくよう検討しています。</p>		

評価対象A 実施する福祉サービスの内容

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育課程の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ b ・c
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a ・b・c
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a ・b・c
A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a ・b・c
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a ・b・c
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ b ・c
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a ・b・c
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a ・b・c

❖特記事項❖

職員は、子どもを尊重する保育について、年間通して学び合い絶えず自らの保育を見直し、子ども理解がより深まるよう努めています。一人ひとりを受容する優しい丁寧な保育で子どもに寄り添い、応答的な関わりが持てるようにしています。子どもが興味関心のある遊びをよく観察し、素材遊びや自然物を多く取り入れて日々の保育を展開しています。主幹保育教諭を中心に、子どもが主体的に遊ぶことに考慮しながら保育の内容や方法に配慮しています。3歳以上児クラスは『サークルタイム』を取り入れ子どもの気持ちを表出できるように保育者が促し、子ども同士が互いに尊重し合えるような保育を行っています。子どもの活動の場面をよく観察し、その瞬間の姿をドキュメンテーションとして提示し、保護者に子どもの育ちを伝えていきます。また、保育室は2クラスが同じフロアでの保育環境になっており、子どもの動線を考え、年齢ごとに適切な環境の整備に努めています。保育者は、コミュニケーションを大切にし、各フロアの年齢の育ち・発達に大きく関係する利点があると捉えて日々の保育実践に努めています。

- 「全体的な計画」の作成については昨年度見直し改善を行い今年度から新しい全体的な計画となりました。職員は、全体的な計画の重要性を理解していますが、保育に関わる職員は、参画して見直し・作成する手順の確立が望まれます。

- マニュアル等は整備していますが、保育の標準的な方法について実践に必要な内容を追記する仕組みを確立することが期待されます。
- 0歳児は、少人数でゆったりとした保育が行われています。同じフロアの1歳児クラスと一緒に遊ぶ時間もあり人間関係を深められるよう配慮しています。応答的な保育について発達過程に応じて愛着関係が深まるような保育実践を重ねることが望まれます。
- 1歳児は大型の仕掛けのある手作り玩具で探索活動が活発に行われるようにしています。食事提供時の配膳方法について配膳場所の見直し・検討（食事準備も食育の時間捉え、配膳台を準備する等）が望まれます。
- 配慮の必要な園児に対して、区の巡回時等が行われた時の助言が適正に記録することが望まれます。

A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	Ⓐ・b・c
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	Ⓐ・b・c
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け、適切な対応を行っている。	Ⓐ・b・c

❖特記事項❖

健康管理

- 保育所における「感染症ガイドライン」を基に感染症マニュアルを作成し、保健計画では一人ひとりの子どもの健康状態を把握し、保護者と連携して疾病の早期発見や事故の予防に努めています。発熱等で子どもの健康状態を保護者に連絡する場合には、担任より口頭で説明して翌日登園した際にも保護者から状況を聞き取っています。
- 保護者には“入園のしおり”や“保健だより”にて、子どもの健康に関する方針や取り組みを伝えていきます。
- 午睡時の健康状態のチェックは、5分ごとの呼吸・顔色・口もと等を触って確認し、SIDS表に記入しています。職員はSIDSに関する知識を新任研修やSIDS訓練で学び、緊急事態発生時に備えています。
- 健康診断は年2回内科健診・歯科健診・を実施し、耳鼻科健診も行われ健康記録表に記録しています。健診結果は保護者に口頭やお知らせ文書で知らせています。今後は、治療完治した結果を園に連絡するしくみを作ることが期待されます。
- アレルギー疾患のある子どもには「アレルギー対応マニュアル」を基に、子どもの状況に応じた適切な対応をしています。誤食や配膳の間違いを防ぐ為、机やトレイ・食器・コップを区別し、配膳時は職員の声掛けをすると共に、一番にテーブルに配膳するようにしています。アレルギー会議では、担任と栄養士・保護者より毎月原材料表でチェックをして確認をしています。またアレルギー児には1年に1回病院に行って検査を受けるよう薦めています。

A-1-(4) 食事		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	○a・b・c
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	○a・b・c

❖特記事項❖

<p>食事</p> <ul style="list-style-type: none"> ○食育計画の作成責任者は、栄養士と主幹保育教諭が担当し“楽しく食べる経験を深め、食を営む力の基礎を培う”としています。 ○乳児クラスでは、少人数で食べられるようにテーブルや椅子を配置し、手づかみで食べる等で食べたという満足感を感じられるようにしています。 ○幼児クラスでは、異年齢児やグループの友達・保育者と一緒に食べることで、食事を楽しんでいきます。テラスや園庭・屋上等で食べる等、食事を楽しむ工夫がされています。 ○好き嫌いを無くすための組みとして、野菜等調理前の食材を見たり触れたりすることや、年齢に応じた調理体験(トウモロコシの皮むき・クッキーの型抜き・お米とぎ・ピザのトッピング・おにぎりを握る・包丁を使う等)をしています。 ○「食育だより」や「献立表」・給食サンプルを通して、食育に関する取組について保護者に伝えています。 ○季節感のある献立や行事食・地域の食文化(山家煮・南部焼き等)を取り入れた豊富な献立(様々な魚料理)を提供し、日々検食簿・日報にて子どもの喫食状況を把握しています。 ○食具は手に合ったお椀や箸置(幼児クラス)等の食具を使用したり、三大栄養素の話の聞いたり等栄養に関する興味や関心を深めています。 ○厨房職員は、週2回～3回程度子ども達の食事の様子を見たり話を聞いたり、また一緒にクッキングをする機会を設けています。 ○「大量調理施設衛生管理マニュアル」を基に、食品衛生管理の体制が整っています。
--

A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	○a・b・c
A-2-(2) 保護者等の支援		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	○a・b・c
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	○a・b・c

❖特記事項❖

<p>家庭との連携</p> <p>日々の連絡帳や送迎時の保護者との対話で行い、園での様子等は掲示物・スライドショー・インスタグラム等で知らせています。個人懇談会は、年1回行われていますが、今後は年2回開催することを検討しています。また、常に保護者の意向を把握し、子どもの発達・成長については児童原簿の「家庭状況欄」に、その他の内容については、「ご意見・ご要望欄」に分けて記録しています。誕生会に参加した保護者に、直接保育について話す機会をもって、子育て支援の取り組みを行っています。要支援家庭への対応や虐待防止の早期発見・早期対応については「危機管理マニュアル」に則り対応しています。今後は、相談記録や要支援家庭との連携記録を経過が確認できる様式での記録を残すことが期待されます。</p>

A-3 保育の質の向上

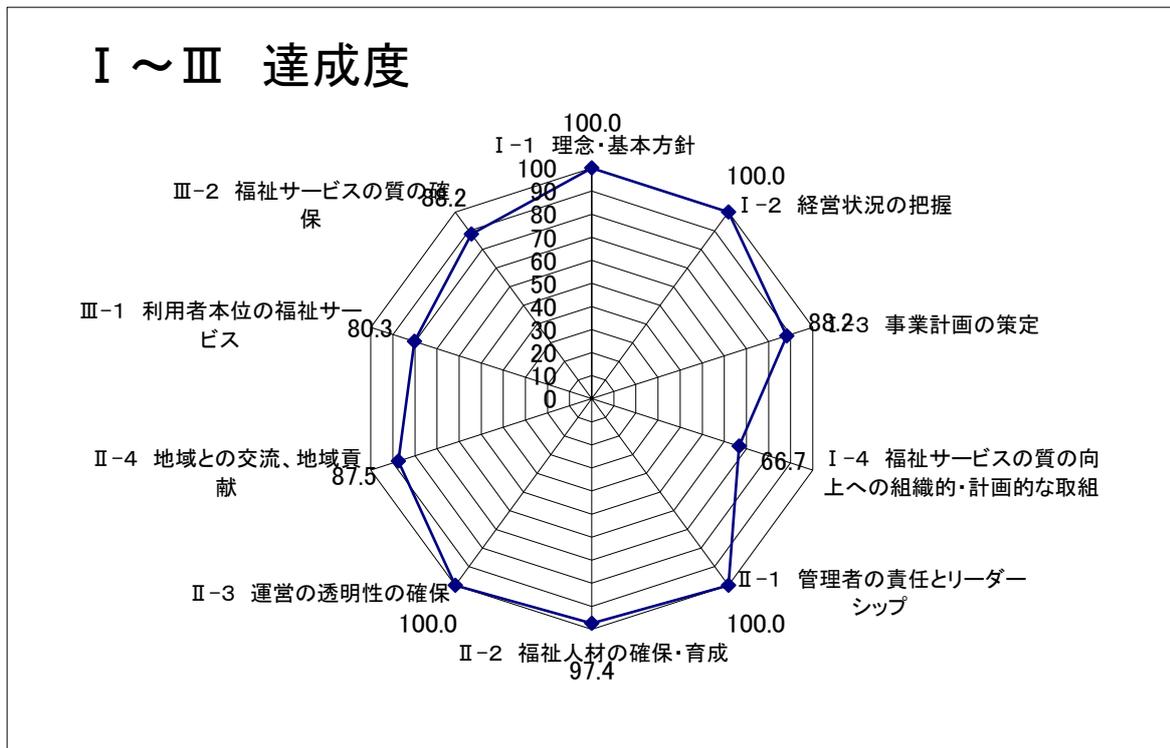
		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A②	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・(b)・c

❖特記事項❖

<p>年度初めに保育者が自己の目標を設定し、9月に保育者の自己評価を行い、園長面談で達成度を確認しています。課題図書を各職員が学び感想文として行っています。自己評価表については、本園に合った様式を使用し、振り返りの視点を重視した様式で行っています。今後は、各々の保育者の自己評価が施設の自己評価に繋がられるような取り組みの整備が望まれます。</p>
--

I～III 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
I-1 理念・基本方針	7	7	100.0
I-2 経営状況の把握	8	8	100.0
I-3 事業計画の策定	17	15	88.2
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	9	6	66.7
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	17	17	100.0
II-2 福祉人材の確保・育成	38	37	97.4
II-3 運営の透明性の確保	9	9	100.0
II-4 地域との交流、地域貢献	24	21	87.5
III-1 利用者本位の福祉サービス	71	57	80.3
III-2 福祉サービスの質の確保	34	30	88.2
合計	234	207	88.5



A 達成度

	判断基準		達成率(%)
	基準数	達成数	
1-(1) 保育課程の編成	5	4	80.0
1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	64	59	92.2
1-(3) 健康管理	17	17	100.0
1-(4) 食事	15	15	100.0
2-(1) 家庭との緊密な関係	4	4	100.0
2-(2) 保護者等の支援	13	13	100.0
3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)	6	6	100.0
合計	124	118	95.2

総合計(I~III+A)	358	325	90.8
--------------	-----	-----	------

